

第 1 1 号議案

蒲郡市火災予防条例の一部改正について

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第20条関係）

種 類		入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考		
			上方	側方	前方	後方			
炉	開放炉	使用温度が800°C以上のもの	250	200	300	200			
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	150	150	200	150			
	開放炉以外	使用温度が300°C未満のもの	—	100	100	100			
		使用温度が800°C以上のもの	—	200	300	200			
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	150	100	200	100			
		使用温度が300°C未満のもの	100	50	100	50			
不燃以外	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	—	15注	15	15	注:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。		
		内がま	—	—	60	—			
	半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15		15	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	15	60		15	
	密閉式	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60		—	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	2注	2		2	
	屋外用	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	60	15	15		15	
			内がま	—	4.5注	—		4.5	
		半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—		—	—
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	4.5		—	4.5
	不燃	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	—	4.5	—		4.5	
			内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにおいてはそのバーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—		—	

気体燃料
ふろがま

内がま		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下		ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW以下であつて、かつ、ふろ 用バーナーが21kW以下	
密閉式	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下
屋外用	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下	21kW以下
不燃以外	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下
不燃	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下	39kW以下
上記に分類されないもの															
不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	60	4.5	60	4.5	60	4.5	60
不燃	半密閉式	温風を前方向に吹き出すもの	強制対流型	26kW以下	100	15	150	100	15	150	100	15	150	100	15
不燃	半密閉式	温風を全周方向に吹き出すもの	強制対流型	26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	100	15	100注1	100	15	100注1	100	15
不燃	密閉式	強制排気型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	60	10	100	60	10	100	60	10
不燃	密閉式	強制給排気型	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	60	10	100	60	10	100	60	10
不燃	半密閉式	温風を前方向に吹き出すもの	強制対流型	70kW以下	80	5	—	80	5	—	80	5	—	80	5
不燃	半密閉式	温風を全周方向に吹き出すもの	強制対流型	26kW以下	80	150	—	80	150	—	80	150	—	80	150
不燃	密閉式	強制排気型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	50	5	—	50	5	—	50	5
不燃	密閉式	強制給排気型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	50	5	—	50	5	—	50	5
上記に分類されないもの															
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	14kW以下	100	15注	15	100	15注	15	100	15注	15	100	15注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	100	15注	15	100	15注	15	100	15注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	14kW以下	80	0	—	80	0	—	80	0	—	80	0

注1:風道を使用するものにあつては15cmとする。
注2:ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。

注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

温風暖房機

厨房設備

		据置型レンジ		80	0	—	0		
ボイラー	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		21kW以下	250	200	300		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200		
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100		
		不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	
			半密閉式	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	
		気体燃料	不燃以外	半密閉式	12kWを超え42kW以下	—	15	15	
					12kW以下	—	4.5	4.5	
		液体燃料	不燃以外	半密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	
					42kW以下	60	15	15	
		不燃	開放式	フードを付けない場合	42kW以下	15	15	15	
フードを付ける場合	7kW以下			30	4.5	—			
不燃	半密閉式	フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—			
		フードを付ける場合	42kW以下	—	4.5	—			
不燃	開放式	フードを付けない場合	42kW以下	4.5	4.5	—			
		フードを付ける場合	42kW以下	30	4.5	—			
不燃	半密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	10	4.5	—			
		フードを付ける場合	42kW以下	60	15	15			
不燃	開放式	12kWを超え70kW以下	12kW以下	40	4.5	15			
		12kW以下	12kWを超え70kW以下	50	5	—			
不燃	半密閉式	12kWを超え70kW以下	12kW以下	20	1.5	—			
		12kW以下	23kWを超える	120	45	150			
不燃	開放式	23kWを超える	23kW以下	120	30	100			
		23kW以下	7kW以下	30	60	100			
ストーブ	上記に分類されないもの	壁掛け型、つり下げ型		30	60	100	4.5		
		不燃以外	バーナーが露出	19kW以下	60	4.5	4.5 注		
			バーナーが隠ぺい	7kW以下	15	15	80		
		不燃	開放式	バーナーが露出	19kW以下	60	4.5	4.5 注	
			半密閉式	バーナーが隠ぺい	39kW以下	150	100	100	
		液体燃料	不燃以外	半密閉式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	15	15
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—
		不燃	開放式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	
		不燃	半密閉式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	150	
機器の上方又は前方に熱を放散するもの	—			100	150	100			
不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5			
		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—			

注 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

燃料	燃	不燃	50	15	5	15	5	
移動式ストーブ	不燃	上記に分類されないもの	12kWを超え70kW以下	60	15	60	15	
			バーナーが露出	7kW以下	100	100	100	4.5
			バーナーが隠ぺい	7kW以下	100	100	100	4.5
			バーナーが露出	7kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			バーナーが隠ぺい	7kW以下	80	15	80	4.5
			バーナーが露出	7kW以下	80	80	80	4.5
			バーナーが隠ぺい	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5
			放射型	7kW以下	100	50	100	20
			自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100
			放射型	7kW以下	100	50	100	15
調理器具	気体燃料	卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	5.8kW以下	100	15	15	15	
			14kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
			7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			4.7kW以下	30	10	10	10	
			5.8kW以下	30	10	10	10	
			卓上型こんろ(2口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
			卓上型グリル	80	0	—	0	
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	80	0	—	0	
調理器具	液体燃料	卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	5.8kW以下	100	15	15	15	
			14kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
			7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			4.7kW以下	30	10	10	10	
			5.8kW以下	30	10	10	10	
			卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
			卓上型グリル	80	0	—	0	
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	80	0	—	0	
調理器具	気体燃料	卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	5.8kW以下	100	15	15	15	
			14kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
			7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			4.7kW以下	30	10	10	10	
			5.8kW以下	30	10	10	10	
			卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
			卓上型グリル	80	0	—	0	
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	80	0	—	0	
調理器具	液体燃料	卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	5.8kW以下	100	15	15	15	
			14kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	100	15	15	15	
			7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
			7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			4.7kW以下	30	10	10	10	
			5.8kW以下	30	10	10	10	
			卓上型こんろ(1口)以上・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
			卓上型グリル	80	0	—	0	
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	80	0	—	0	

注1:熱対流方向が一方向に集中する場合は、対流方向は60cmとする。
注2:方向性を有するものは、100cmとする。

注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

不燃	開放式	バーナーが隠ぺい 加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合) 卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合) 炊飯器(炊飯容量4リットル以下) 圧力調理器(内容積10リットル以下)	7kW以下 7kW以下 4.7kW以下 -	30 10 15 15	4.5 4.5 4.5 4.5	- - - -	4.5 4.5 4.5 4.5	注:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15	
移動式	不燃			6kW以下	80	0	-	0	
固定式	不燃			-	100	30	30	30	
電気	不燃以外			2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	
電気	不燃			2kW以下	0注	0注	-注	0注	
電気	不燃以外	電気、こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下) 4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100 - - 100 - -	2 20注1 10注2 2 15注1 10注2	2 - - 2 - -	2 20注1 10注2 2 15注1 10注2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
電気	不燃	電気、こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり1kW以下) 5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100 -	2 10注1注2	2 -	2 10注1注2	
電気	不燃	電気、こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	-	0	
電気	不燃			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	-	0注1注2	-	0注1注2	
電気	不燃			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	-	0	
電気	不燃			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	-	0注2	-	0注2	

電気	不燃以外		2kW以下		10	4.5注	4.5注	4.5注	注:排気口面にあっては10cmとする。
電気	不燃		2kW以下		10	4.5注	—	4.5注	
電子レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下		10	4.5注	4.5注	4.5注	注:排気口面にあっては10cmとする。
電気	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下		10	4.5注	—	4.5注	
電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		100	30	100	4.5	
電気	不燃以外	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		100	100	100	100	
電気	不燃	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		100	4.5	4.5	4.5	
電気	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		80	15	—	4.5	
電気	不燃	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		80	80	—	80	
電気	不燃	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下		80	0	—	0	
電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5	
電気	不燃	食器乾燥器	1kW以下		0	0	—	0	
電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。
電気	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下		4.5注1	0注2	—注2	0注2	注2:排気口面にあっては4.5cmとする。
電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下		4.5	0	0	0	
電気	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下		0	0	—	0	

備考1「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有刃仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。